

下関市監査委員公表第1号  
平成29年1月11日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	河原明彦
同	川原徳也
同	木本暢一
同	浦岡昌博

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告提出先

下関市議会及び下関市長

3 報告提出年月日

平成29年1月10日

# 定期監査の結果に関する報告書

## 1 監査の対象

こども未来部

こども育成課

こども家庭課

8 幼保連携型認定こども園、16 保育所、16 幼稚園

保健部

生活衛生課

選挙管理委員会事務局

## 2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年8月31日までににおける財務に関する事務の執行

## 3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の期間

平成28年10月3日から平成28年11月30日まで

## 5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

## 6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

### こども育成課について

- ① 児童福祉費負担金、児童福祉使用料及び延長保育サービス利用料受入金に係る雑入において、過年度収入未済金が存在している。徴収努力はされ

ているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、当該収入未済金について、引き続き適切な債権管理のもと徴収に努められたい。

## 生活衛生課について

- ① 長期継続契約により契約を締結している下関市食品衛生情報管理システム（以下「食品衛生情報管理システム」という。）賃貸借契約において、当該契約は公募による提案評価方式（以下「公募型プロポーザル」という。）により契約相手を選定しているが、選定した優先交渉権者から提示された見積価格よりも高い金額で予定価格を設定し、ほぼ同額で契約を締結していた。理由を確認したところ、食品衛生情報管理システム用のネットワークファイルサーバーの他に市の内部情報システムで使用するファイルサーバーが必要なことが判明したため、これを追加して契約しているということであった。しかし、内部情報システム用のファイルサーバーは、公募型プロポーザルにより提案された機器ではなく、優先交渉権者とは別の業者と契約を締結して賃貸借することも可能な機器であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき一者随意契約により賃貸借することは不適切である。地方自治法等の規定に基づき、適正な契約事務を行われたい。